

令和元年度

おおい町人事行政の運営等の状況の公表

おおい町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例
（平成21年おおい町条例第7号）第5条の規定に基づき、
令和元年度おおい町人事行政の運営等の状況について、
次のとおり公表します。

（一部、令和2年4月1日現在の状況を公表しています。）

1 職員数に関する状況

(1) 部門別職員数の状況

令和元年度及び令和2年4月1日現在の部門別職員数の状況は、次の表のとおりです。

区分		職員数		増減	主な増減理由
		令和元年度	令和2年度		
部門					
一般行政部門	議会	3	3	—	
	総務	38	42	4	機構改革（防災部門増員等）による
	税務	7	7	—	
	民生	30	29	△1	欠員不補充（会計年度任用職員任用）による
	衛生	9	9	—	
	労働	0	0	—	
	農林水産	19	16	△3	機構改革（事務の統廃合）による
	商工	8	11	3	機構改革（企業誘致部門増員等）による
	土木	7	6	△1	機構改革（事務の統廃合）による
	小計	121	123	2	
特別行政部門	教育	30	29	△1	欠員不補充（会計年度任用職員任用）による
	消防	0	0	—	
	小計	30	29	△1	
公営企業部門	病院	6	6	—	
	水道	2	2	—	
	下水道	3	3	—	
	その他	7	7	—	
	小計	18	18	—	
合計		169	170		

(2) 定員適正化計画の数値目標及び進捗状況

令和2年4月1日現在の定員適正化計画の数値目標及び進捗状況は、次のとおりです。

区分	区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
職員数	当初計画	207	204	201	196	194	188	188
	実績	203	199	199	194	193	185	181
削減数	当初計画	△6	△3	△3	△5	△2	△6	0
	実績	△10	△4	0	△5	△1	△8	△4

区分	区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	合計
職員数	当初計画	186	179	177	173	172	170	
	実績	177	171	174	171	169	169	
削減数	当初計画	△2	△7	△2	△4	△1	△2	△37
	実績	△4	△6	3	△3	△2	0	△34

(3) 令和元年度職員採用候補者試験の実施状況

令和元年度の職員採用候補者試験の実施は、次のとおりです。

ア 試験日程等

種類	試験区分	公告日	申込 受付期間	試験日		最終合格 発表日
				第1次試験	第2次試験	
高校卒業程度	事務 保育士 保健師	R1 7月1日	R1 7月18日 ～ 8月8日	R1 9月22日	R1 10月26日	R1 11月1日

イ 申込者数、受験者数、合格者数及び競争倍率

種類	試験区分	採用 予定数	申込 者数	1次試験		2次試験		競争 倍率
				受験者数	合格者数	受験者数	合格者数	
高校卒業程度	事務	4人	11	8	6	6	4	2.0
	保育士	2人	2	2	2	2	2	1.0
	保健師	1人	2	2	2	2	2	1.0

2 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況

令和元年度の普通会計決算における人件費の状況は、次の表のとおりです。

区分	住民基本台帳人口 (R2.3.31 現在)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	平成 30 年度 人件費率
令和元年度	人 8,175	千円 9,961,884	千円 342,080	千円 1,303,472	% 13.1	% 12.2

(注) 人件費には、事業費支弁に係る職員分を含むとともに、特別職職員等に支給される給料、報酬等を含みます。

(2) 職員給与費の状況

令和元年度の普通会計決算における職員給与費の状況は、次の表のとおりです。

区分	職員数 (A)	給与費				1人当たり 給与費 (B/A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	
令和元年度	人 152	千円 533,427	千円 80,044	千円 218,234	千円 831,705	千円 5,471

(注) 1 職員手当には、退職手当を含みません。
2 職員数には、再任用短時間勤務職員数を含みません。
3 給与費は、再任用短時間勤務職員の給与を含みません。

(3) 職員（一般行政職）の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況

令和2年4月1日現在における職員（一般行政職）の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況は、次の表のとおりです。

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
おおい町	43.2歳	307,000円	349,200円

(注) 給与月額は、給料月額に職員手当の額を加えたものです。

(4) 職員の初任給の状況

令和2年4月1日現在における職員の初任給の状況は、次の表のとおりです。

区 分		おおい町	福井県	国
一般	大学卒	170,100 円	188,700 円	182,200 円
行政職	高校卒	150,600 円	154,900 円	150,600 円

(5) 職員の経験年数別及び学歴別の平均給料月額状況

令和2年4月1日現在における職員の経験年数別及び学歴別の平均給料月額状況は、次の表のとおりです。

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般	大学卒	240,578 円	279,843 円	315,150 円
行政職	高校卒	204,833 円	262,525 円	287,733 円

(注) 経験年数とは、卒業後直ちに採用された場合にあっては採用後の年数を、採用前に民間歴等がある場合にあってはその期間を換算し、採用後の年数に加算した年数をいいます。
該当職員が3人以下の区分については、その階層に代えて、近似の階層を記載しています。

(6) 職員（一般行政職）の級別職員数の状況

令和2年4月1日現在における職員（一般行政職）の級別職員数の状況は、次の表のとおりです。

区 分	代表的な職名	職 員	構 成
1 級	主事・主事補	16人	12.0%
2 級	主事	31人	23.3%
3 級	主査	36人	27.1%
4 級	課長補佐	28人	21.1%
5 級	課長・課長補佐	8人	6.0%
6 級	課長	14人	10.5%

(注) おおい町一般職の職員の給与に関する条例（平成18年おおい町条例第43号）に基づく給料表の級区分による職員数です。

(7) 職員手当の状況（企業職を除く）

ア 期末手当・勤勉手当

令和2年4月1日現在における期末手当・勤勉手当の状況は、次の表のとおりです。

おおい町	福井県	国
1人当たり平均支給額 (令和元年度) 1,456千円	—	—
(令和元年度支給割合) 期末手当 2.6月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.9月分 (0.90)月分	(令和元年度支給割合) 期末手当 2.6月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.9月分 (0.90)月分	(令和元年度支給割合) 期末手当 2.6月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.9月分 (0.90)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当

令和2年4月1日現在における退職手当の状況は、次の表のとおりです。

おおい町			国		
(支給率)	自己都合	定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
			その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置 (3～45%加算)		
1人当たり平均支給額	1,117万円				

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和元年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当

令和2年4月1日現在における地域手当の状況は、次の表のとおりです。

支給実績（令和元年度決算）			※ 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和元年度決算）			※ 円
支給対象地域等	支給率	支給対象職員数	国の制度
医師	16%	1人	16%

（注）※は、個人情報保護の観点から、対象となる職員数が1人または2人の場合は非公表とさせていただきます。

エ 特殊勤務手当

令和2年4月1日現在における特殊勤務手当の状況は、次の表のとおりです。

支給実績（令和元年度決算）			※ 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和元年度決算）			※ 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和元年度）			0.5%
手当の種類（手当数）			1
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
医療業務手当	診療所に勤務する医師である職員（医師）	診療業務等	給料月額の100分の30を乗じて得た額に15,000円を加えた額以内の額

（注）※は、個人情報保護の観点から、対象となる職員数が1人または2人の場合は非公表とさせていただきます。

オ 時間外勤務手当

令和2年4月1日現在における時間外勤務手当の状況は、次の表のとおりです。

平成30年度決算	支給総額	18,909千円
	職員1人当たり平均支給年額	113千円
令和元年度決算	支給総額	21,085千円
	職員1人当たり平均支給年額	127千円

カ その他の手当

令和2年4月1日現在におけるその他の手当の状況は、次の表のとおりです。

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和元年度決算)	支給職員1人 当たり平均支給 年額(令和 元年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給(月額) ・配偶者 6,500円 ・その他扶養親族 1人当たり6,500円～10,000円 ※満16歳年度初めから満22歳年度 末までの子1人につき、5,000円 を加算	同じ		20,314千円	286,112円
住居手当	借家に係る16,000円を超える家賃 の額に応じて支給 最高月額28,000円	同じ		4,566千円	285,375円
通勤手当	通勤距離2km.以上で自家用車等使 用の場合、距離に応じて支給 月額2,000円～31,600円	同じ		13,909千円	106,178円
宿日直 手当	宿日直勤務を行う職員に支給 1回 4,400円	同じ		2,745千円	26,148円
管理職 手 当	管理・監督の地位にある職員に支給 (月額) ・総務課長 6級 51,900円 5級 49,600円 ・総務課長以外の課長級の職員 6級 41,600円 5級 39,700円 ・診療所長 4級 55,100円 ・総務課長補佐 5級 31,700円 4級 29,700円 ・総務課長補佐以外の課長補佐級の 職員 5級 23,800円 4級 22,200円	異なる	・分類される職 が異なる。 ・給料表の級ご とに定めら れた金額に ついては、概 ね同じ。	19,062千円	353,000円
管理職員 特別勤務 手当	管理・監督の地位にある職員が臨 時・緊急・公務の運営の必要により、 週休日又は休日等に勤務した場合 に支給 (6時間以下の場合) 8,000円 (6時間を超える場合) 12,000円 平日の午前零時から午前5時まで の間に勤務した場合に支給 4,000円	異なる	・分類される職 が異なる。 ・給料表の級ご とに定めら れた金額に ついては、概 ね同じ。	1,784千円	48,216円
初任給 調整手当	医師に支給 月額57,600円～414,800円	同じ		※千円	※円
単身赴任 手 当	異動に伴い転居し、やむを得ない事 情により配偶者と別居し単身で生 活する職員に支給 配偶者宅との距離により 月額30,000円～70,000円	同じ		0千円	0円

(注) ※は、個人情報保護の観点から、対象となる職員数が1人または2人の場合は非公表とさせていただきます。

(8) 特別職の給料、報酬等の状況

令和2年4月1日現在における特別職の給料、報酬等の状況は、次の表のとおりです。

区分		給料月額等		
給料	町長	850,000円		
	副町長	670,000円		
	教育長	560,000円		
報酬	議長	300,000円		
	副議長	245,000円		
	議員	235,000円		
期末手当	町長 副町長 教育長	(令和元年度支給割合) 3.45月		
	議長 副議長 議員	(令和元年度支給割合) 3.35月		
退職手当		(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	町長	$850,000円 \times 在職月数 \times 0.45$	18,360,000円	任期毎
	副町長	$670,000円 \times 在職月数 \times 0.27$	8,683,200円	任期毎
	教育長	$560,000円 \times 在職月数 \times 0.18$	3,628,800円	任期毎

(注) 「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(町長・副町長：4年＝48月、教育長：3年＝36月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間等の状況

令和元年度の職員の勤務時間は、原則として次の表のとおりです。

勤務時間	午前8時30分から午後5時15分まで
休憩時間	正午から午後1時まで

(注) 公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要のある職員（保育園等）は、上記以外の勤務時間の割り振りとなります。

(2) 主な休暇及び休業制度の状況

令和元年度の職員の主な休暇、休業制度の状況は、次の表のとおりです。

区分	期間	取得状況
年次休暇	1年当たり20日	取得日数 平均 8.6日
病気休暇	90日以内 ※再取得については、20日間のクーリング期間を設定	取得者 8人
介護休暇	配偶者、父母、子等を介護する必要がある場合 連続する6月の期間内において必要と認める期間	取得者 0人
育児休業	最長で子が3歳に達するまでの期間	取得者 8人

(注) 1 職員の休暇等については、おおい町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成18年おおい町条例第34号）及びおおい町職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成18年おおい町規則第23号）で定められています。

2 年次休暇については、1年単位で付与されるため、平成31年1月1日から令和元年12月31日までの取得状況を記載しています。

3 病気休暇、介護休暇及び育児休業の取得者は、令和元年度中に休暇等を開始した者の人数を記載しています。

4 職員の分限処分及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況

令和元年度の分限処分の状況は、次の表のとおりです。

降 任	免 職	休 職	降 給	合 計
0 人	0 人	2 人	0 人	1 人

(注) 1 分限処分とは、公務の能率の維持及びその適正な運営の確保の観点から、職員がその職責を十分に果たすことができない場合に行う処分のことをいいます。

2 令和元年度中に分限処分を受けた職員数を記載してあります。

(2) 懲戒処分の状況

令和元年度の懲戒処分の状況は、次の表のとおりです。

戒 告	減 給	停 職	免 職	合 計
0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

(注) 1 懲戒処分とは、職務上の義務違反等公務員としてふさわしくない非行がある場合に行う処分のことをいいます。

2 令和元年度中に懲戒処分を受けた職員数を記載してあります。

5 職員のサービスの状況

職員のサービスについては、その根本基準として「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」とされています（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第30条）。

更に、次に掲げる義務、禁止及び制限事項が定められています。

- (1) 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（法第32条）
- (2) 信用失墜行為の禁止（法第33条）
- (3) 秘密を守る義務（法第34条）
- (4) 職務に専念する義務（法第35条）
- (5) 政治的行為の制限（法第36条）
- (6) 争議行為等の禁止（法第37条）
- (7) 営利企業等の従事制限（法第38条）

サービス規律確保の取組みの状況

サービス規律の確保については、会議及び研修の機会を通じて、又は選挙前、年末年始等の機会を捉えて職員に周知徹底を図っています。

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修の状況

職員には、その勤務能率の発揮及び増進のために、研修を受ける機会が与えられなければならないとされています(法第39条)。

令和元年度の職員の研修の状況は、次のとおりです。

区分	研修名	研修期間 (日)	受講者数 (人)
独自研修	法制執務研修(若狭地区町村会主催)	1	11
	職員人権教育研修(社会教育課主催)	1	24
委託研修	課長級研修	1	1
	課長補佐級研修	2	6
	新規採用職員研修(前期)	4	5
	新規採用職員研修(中期)	2	5
	新規採用職員研修(後期)	3	5
	ステップ1研修(25才)	2	4
	ステップ2研修(30才)	1	1
	ステップ3研修(35才)	2	3
	ステップ4研修(40才)	2	4
	地方公会計と財務諸表の作り方・読み方研修	2	1
	政策法務研修	1	3
	グループリーダー育成研修(前期)	2	1
	グループリーダー育成研修(後期)	1	1
	行政法研修	1	1
地方創生戦略・地域活性化研修	1	1	
派遣研修	行政対象暴力対策研修(県公安委員会)	1	7
	行財政問題研究会(県市町振興課)	1	2
	改正債権法説明会	1	3
	民法改正による自治体業務研修会	1	2
	知事と嶺南地区の県市町職員との意見交換会	1	2
	人材育成専門家による講演会	1	1
	これからの町村自治を考えるゼミ	2	2

「創生福井」首長の会研修会	1	4
「公務員人事の法律問題」研修	1	3

- (注) 1 独自研修とは、おおい町で独自に実施する研修をいいます。
 委託研修とは、福井県自治研修所等に委託して実施する研修をいいます。
 2 派遣研修とは、他の研修機関に職員を派遣して実施する研修をいいます。

(2) 勤務成績の評定の状況

任命権者は、職員の執務について定期的に勤務成績の評定を行い、その評定の結果に応じた措置を講じなければならないとされています（法第40条）

勤務評定は、能力主義及び成績主義を実現するための手段であり、各任命権者においては、こうした観点から、職員の能力や勤務実績等を総合的に評価し、その結果を配置換えや昇任等の人事管理に活用することで、公務の能率的な運営を図っています。

本町では、「おおい町職員の勤務成績の評定に関する要綱（平成18年おおい町訓令第38号）」に基づき、次のとおり評定を行っています。

評定基準日	4月1日	10月1日
評定期間	前年10月1日～3月31日	4月1日～9月30日
評価（評語）	5区分（秀・優・良・可・劣）	

7 職員の退職管理の状況

改正地方公務員法が平成 28 年 4 月 1 日に施行され、再就職者による職員への働きかけの規制や再就職情報の届出の義務付け等を行っています。

(1) 職員への働きかけの規制

再就職した元職員による現職職員への働きかけ（再就職先と町との間の契約、処分等に関する要求や依頼）は、退職後 2 年間禁止されています（法第 38 条の 2）。

なお、規制対象及び禁止行為は次の表のとおりです。

規制対象	禁止行為
全ての再就者	離職前 5 年間の職務に関する働きかけ
課長級の職に就いていた再就職者	離職前 5 年より前に課長級の職に就いていたときの職務に関する働きかけ

8 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の健康管理の状況

職員の健康の保持増進を目的とした各種健康診断等の厚生事業については、労働安全衛生法等に基づき実施しておりますが、令和元年度における実施状況は次のとおりです。

健康診断・検診名	受診者数	令和元年度決算額
定期健康診断	148人	1,567,122円
人間ドック (脳ドック含む)	44人	

(2) おおい町職員組合事業の実績状況

職員の福祉向上と互助共済を目的とした事業については、職員による互助組織である「おおい町職員会」が主に実施することになっていますが、令和元年度における実施状況は次のとおりです。

組織の名称	おおい町職員会		
組合員数	172人(平成31年4月1日現在)		
町負担金	502,160円		
主な事業	事業区分	事業内容	参加人数
	福利厚生	交流事業など	91人
	その他	交通安全講習会、除草作業など	172人

(3) 公務災害発生状況

職員が工作中や通勤途中でけがをしたり、仕事が原因で病気になったときは、原則として公務災害として取り扱います。

令和元年度の公務災害発生状況は、次のとおりです。

町長部局	議会事務部局	教育委員会 事務部局	左記以外	計
2件	0件	0件	0件	2件

9 勤務条件に関する措置の要求状況

公平委員会において令和元年度に勤務条件に関する措置の要求として取り扱った事案はありません。

10 不利益処分に関する不服申立ての状況

公平委員会において令和元年度に不利益処分に関する不服申立てとして取り扱った事案はありません。